

2 第 42 条の 6 《中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和 7 年度の税制改正において、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（中小企業投資促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。

- (1) 対象となる中小企業者から除くこととされる発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人の所有に属している法人及びその発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人から、発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 を超える数又は金額の株式又は出資が一定の承認会社の所有に属している農地所有適格法人を除くこととされた（措法 42 の 6 ①、措令 27 の 6 ①）。
- (2) 対象となる中小企業者等の範囲から特定認定を受けた特定事業者等に該当するもののうちその特定認定に係る特定経営力向上計画に一定の減価償却資産が記載されているものを除くこととされた（措法 42 の 6 ①）。